

# 農薬取締法改正 ～一年が経過して～

農林水産省消費・安全局農産安全管理課 農薬対策室 田雑征治

## I はじめに

平成14年12月に改正された農薬取締法が平成15年3月10日から施行され、この3月で施行から1年が経過することになる。この農薬取締法の改正は、13年9月のBSE問題発生以降、中国からの輸入野菜の残留農薬問題、食品表示偽装事件等が続き、食品の安全性に関する国民の関心が高まってきていた時期に発生した平成14年夏の無登録農薬問題が契機となったものである。また、15年6月には食品安全基本法の制定と関連法改正が行われたが、農薬取締法も追加の改正が行われ、同年7月1日からその一部が施行されている。本稿では、農薬取締法改正の概要を改めて簡単に紹介し、その後現在に至る農薬行政等の取組状況と今後の展開について紹介したい。

## II 14年改正

### 1 背景

平成14年7月に農林水産大臣の登録を受けていない農薬を販売していた2業者が農薬取締法違反等の容疑で逮捕されたことを契機に、無登録農薬が全国的に販売・使用されている実態が明らかとなり、44都道府県において約270の営業所（個人を含む）が約4,000戸の農家に10種類の無登録農薬を販売していたことが判明した。この結果、消費者の国産農産物への信頼を著し

く損ない、無登録農薬が使用された農作物の出荷自粛などの事態を招いた。

このため、こうした事態を防ぐために、①無登録農薬の製造及び輸入の禁止、②無登録農薬の使用禁止と農薬使用基準の遵守義務化、③罰則の強化等を内容とする「農薬取締法の一部を改正する法律案」が平成14年10月25日に閣議決定され、第155回国会（臨時国会）に提出された。同法案は、衆議院、参議院の審議を経て、同年12月11日に公布され、平成15年3月10日に施行された。

### 2 14年改正法の主な改正点

#### （1）無登録農薬の製造及び輸入の禁止

農薬は製造業者又は輸入業者から販売業者へ、そして販売業者から農家に販売されるのが通常であることから、改正前は業者を通じた販売を規制していたが、個人輸入等による無登録農薬の販売や使用の事実が判明し、業を営む者を対象とした販売段階のみの規制では違法な農薬の流通を防止することが困難であることが明らかとなった。このため、個人も含め農薬の製造者又は輸入者は、農林水産大臣の登録を受けなければ、農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入してはならないこととした。

（2）特定農薬（特定防除資材）制度の創設  
特定農薬は、その原材料に照らし農作物等、

人畜及び水産動植物に害を及ぼす恐れがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬であり、無登録農薬の製造、輸入、使用を禁止したことに伴い、安全性が明らかなものにまで登録を要求する過剰規制を回避するために作られた仕組みである。

平成14年末、特定農薬に関して都道府県及びインターネットを通じて寄せられた情報は延べ約2900件あり、これらをもとに、専門家による検討会を経て農業資材審議会の意見を聴いた結果、とりあえず①重曹、②食酢、③使用する場所と同一の都道府県で採取された TENTUM シ等の天敵を特定農薬として指定することとした。

また、この制度の趣旨をわかりやすくするために、特定農薬を「特定防除資材」と呼ぶこととした。

#### (3) 農薬販売に関する規制の見直し

農薬を販売する者は、登録番号等の真実な表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならないこととした。また、無登録農薬の販売等を行った販売者に対し、農薬の販売の制限又は禁止を行う権限に属する事務を都道府県知事が行うことができることとした。

#### (4) 農薬輸入の媒介を行う者の虚偽宣伝の禁止

近年、輸入代行業者が、我が国で登録のない農薬を登録を受けていると誤認させるような宣伝を行って農家に購入を勧めるケースが増加していたため、輸入の媒介を行う者についても虚偽の宣伝の禁止対象に加えて取締を行うこととした。

#### (5) 使用禁止農薬の創設

旧法では使用禁止農薬の規定はなかったが、無登録農薬の使用を禁止するため、試験研究や緊急防除を除いて、容器又は包装に登録番号等

の真実な表示のある農薬（販売禁止農薬を除く）及び特定農薬以外の農薬の使用を禁止することとした。

なお、DDTやドリノ剤、ダイホルタン等の21農薬については、農林水産省令で販売を禁止しており、改正法で使用も禁止することとなった。

#### (6) 農薬使用基準の遵守義務化の創設

使用が認められている農薬であっても、使用方法を誤れば人畜等への被害が生じるおそれがあることから、農薬使用者が遵守すべき基準を農林水産大臣及び環境大臣が省令で定め、これに違反する農薬の使用を禁止することとした。

農薬使用基準のうち、遵守義務となっている事項で、すべての農薬使用者に関する事項としては、食用農作物又は飼料作物への使用に当たり、農薬の容器又は包装の表示事項に関して、適用作物以外に使用しないこと、使用量又は使用濃度並びに使用時期を守ること、総使用回数を超えて使用しないことである。また、毒性の強い農薬を使用することが多い倉庫などでのくん蒸を行う者、周辺への影響を配慮すべき航空散布を行う者やゴルフ場で農薬散布を行う者には、農薬使用計画を農林水産大臣に提出することを義務づけた。

また、努力義務とした事項は①有効期限切れ農薬を使用しないこと、②農薬を使用した日や場所、作物、農薬の種類や量を記帳すること、③航空散布や住宅地周辺での散布で、農薬が飛散しないようにすること、④水田で使用する農薬の止水期間を守ること、⑤土壌くん蒸剤の被覆期間を守り揮散防止に努めることである。

#### (7) 罰則の強化

改正前は、自然人は1年以下の懲役又は5万円以下の罰金、法人は5万円以下の罰金とされ

ていたが、無登録農薬の販売などの違法行為が後を絶たず、抑止力が不十分であるとされたため、他法の水準を考慮し、自然人は3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金、又はこれを併科することとした。法人は、無登録農薬の製造、輸入若しくは販売、又は販売禁止農薬の販売に関する規定に違反した場合、一億円以下の罰金とした。

### Ⅲ 15年改正

#### 1 背景

農薬取締法は、平成15年の第156回国会（通常国会）において再度一部改正を行い、①販売禁止農薬、無登録農薬を販売した者に対する回収その他の措置命令、②農薬の登録、使用基準の策定と残留農薬基準との整合性を図るために必要な規定を内容とする農薬取締法の改正が、「食品の安全性確保のための農林水産省関係法律の整備等に関する法律案」の一部として平成15年2月7日に閣議決定され、6月4日に国会を通過し、6月11日に公布された。

#### 2 15年改正法の主な改正点

##### （1）違法な農薬が販売された場合の回収命令等

先の臨時国会で指摘された事項を踏まえ、無登録農薬や販売を禁止した農薬が販売された場合に、農林水産大臣がその販売者に対して、販売された農薬の回収を図ることやその他必要な措置を命ずることができることとした。

この回収命令に違反した者には、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられることとされた。なお、法人の場合は1億円以下の罰金が科せられることとした。

##### （2）農薬の登録と残留農薬基準の整合性確保

平成14年4月に公表された「BSE問題に関する調査検討委員会報告」で指摘された農薬登録と食品衛生法の残留農薬基準の同時設定を行うため、農薬の登録に関して環境大臣が行う基準の設定、改廃に際し、厚生労働大臣への意見聴取を義務付けることとした。

また、食品安全基本法の制定により食品安全委員会が新たに設置されたことから、今後は、厚生労働大臣が食品安全委員会にその農薬の食品健康影響評価（リスク評価）について意見を求め、その結果をもとに、WTO通報等の諸手続を経て、食品衛生法に基づく残留農薬基準を制定してから、農林水産大臣が登録行為を行うこととなった。

##### （3）農薬以外の除草剤（いわゆる非農耕地用除草剤）の表示規制

今回の法改正に係る審議において、衆議院で、いわゆる非農耕地専用の除草剤の表示について、購入者が農薬と誤って購入しないよう規制する措置が盛り込まれた。

具体的には、農薬でない除草剤を販売する者は、その容器又は包装に農薬として農作物等に使用できない旨の表示を義務付けるとともに、小売店においても店頭での同様の表示を義務付けることとなった。

なお、詳細な表示については、農林水産省令で定め示すことになる。

この表示義務に従わないときは、農林水産大臣は必要な措置をとるよう勧告できることとされており、その勧告に従わないときは、命令ができることとされた。この命令にも従わないときは、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられる。

##### （4）施行

15年の改正は、前述の（1）及び（2）は15

年の7月1日から施行されているが、(3)については、16年6月11日からとなっている。

#### Ⅳ 法改正以降の農業行政の主な取組事項

##### (1) マイナー作物対策

14年改正では、食品の安全性確保を図るために、使用した農薬が残留基準を超えることがないように、決められた対象作物や使用方法の遵守を義務化した。しかしながら、栽培の少ない地域特産的なマイナー作物等は、農薬メーカーにとっては作物残留試験などの経費負担が大きくなることから、適用申請がなされない傾向にあることから適用農薬が少なく、病虫害の防除に農薬を使えば罰則の対象になりかねない。農林水産省では、これまでもマイナー作物への農薬適用拡大を支援してきたが、現在2つの対策を進めている。

1つ目は、形状、利用部位等から類似性の高い作物としてグループ出来るものを「非結球アブラナ科葉菜類」、「非結球レタス」等11のグループにまとめ、各メーカーから登録変更申請を受け付けている。また、天敵やフェロモン剤については、「野菜類」といった単位で登録できるようにしている。

2つ目は、グループ化できないものについて、作物残留試験等が実施されて登録変更が行われるまでの当分の間、農薬使用基準の適用作物に経過措置を設け、安全な使用方法を設定する都道府県知事から申請された作物に対し、農林水産大臣が承認する仕組みを作った。承認された作物と農薬の組み合わせでの農薬使用は、都道府県に要望し指導を受けた者のみが行えることとしている。承認された作物と農薬の組み合わせは、15年12月に経過措置の承認申請が締め切られた時点で最終的に9,000件に達したが、こ

の経過措置は、なるべく早期（開始後2年程度を目途）に終了することを想定しており、各都道府県で作物残留試験等が短期間で行われるよう関係者の協力をお願いしているところである。特にJA全農においては複数県で同様の組み合わせがあるものについては協力して試験を行うよう取り組んでいるところであり、都道府県でもこれに協力して早期にデータが得られるよう取り組んでいただきたいと考えている。特に多数の経過措置を申請した都道府県は、自らの問題として登録拡大の具体策についてよく検討を行い早急な取り組みを行っていただきたいと考えている。

##### (2) 特定防除資材（特定農薬）の指定

平成14年末の調査で寄せられた情報をもとにした農業資材審議会における検討の結果、「重曹」、「食酢」及び「使用する場所と同一の都道府県で採取された天敵」の3種類が特定農薬として指定されたが、他の多くの資材は、農薬としての効果や安全性が不明であるとして、農薬かどうかも含めて判断が保留された。

判断が保留されたものについては、農薬としての効果を謳って販売されるものは従来どおり取締りの対象とするものの、使用者が自己の判断と責任で使用することは可能であり、今後、その効果と安全性に関する評価を行うこととされた。

この方針に基づき、平成15年度には、特定防除資材指定のための評価に関する指針の検討を行い、15年6月に開かれた農業資材審議会農薬分科会において一部の修正を条件に当該評価指針案が了承された後、8月にパブリック・コメントを求め、平成16年2月現在、指針の正式決定に向け作業を行っているところである。今後、

指定に際しては、評価指針に基づき、公的機関における複数の薬効試験のデータや、動物実験等による安全性試験のデータが必要となることと思われる。この指針を踏まえて評価可能なデータが得られた資材について、順次評価を行い、指定の検討を行うこととしているが、具体的な指定に当たっては、食品安全委員会に食品健康影響評価について意見を求めた上で、農業資材審議会の意見を聴いて農林水産大臣と環境大臣が指定することとなる。

### (3) 農薬の適正な使用・販売に向けた取組

#### ①農薬使用基準の遵守に係る指導

15年改正により、農薬使用基準に違反した農薬の使用が禁止されることとなったが、この措置は広く農薬使用者すべてに係る事項であるため、国、都道府県及び関係団体等による農薬取締法の改正や農薬使用基準に関する周知活動が、様々なメディアや集落勉強会等の様々な手段を用いて実施された。改正法の施行後、農薬使用基準違反事例（適用外の農作物への使用等）が散見されるが、全体的には農薬使用の記帳が広く普及しつつあるなど、農薬の適正使用に関する意識は相当程度高まっていると思われる。農林水産省でも、毎年6月に実施している農薬危害防止運動により農薬の適正使用に関する普及啓発を行っているほか、地方農政事務所（後述）による、野菜や果樹等における農薬使用に関する点検業務を全国的に実施しているところである。

#### ②住宅地における農薬使用

平成15年9月には、住宅地などにおける農薬使用について、農薬の飛散による住民の方々や子供たちに健康被害を生ずることがないように、農薬使用基準の努力規定に基づく指導通知を発

出し、関係機関に指導をお願いしたところである。この通知では、不必要な農薬の散布はできるだけ抑制するとともに、やむを得ず農薬を使用する場合の具体的な注意事項を挙げている。

#### ③農薬の現地混用

農薬の現地混用については、混合剤として登録されている農薬の使用とは異なるため、農薬使用時の安全確保等の徹底の観点からその留意点等について周知を図っているところである。この周知内容としては、現地混用を行う際に農薬の混用に係る表示事項を厳守すること、試験研究機関がこれまで行った試験等により得られた知見を十分把握した上で、現地混用による危害が発生しないよう注意すること、これまでに知見がない農薬の組合せで現地混用を行うことは避けること等を示している。

### (4) 埋設農薬

残留性が問題となった有機塩素系農薬（BHC、DDT、ドリノ剤）については、昭和40年代後半に地中への埋設処理の指導を行った。その後平成14年に、我が国がPOPs条約（残留性有機物質の管理に関する条約）を批准したことを踏まえ、埋設農薬の適正な管理及び処理を進めるべく対策を講じてきたが、処理技術の開発を受け平成16年度以降は最終処理を進めるべく、必要な予算措置を講じたところである。

### (5) リスクコミュニケーション

食品安全行政を的確に進めるには、行政が消費者・生産者・事業者などの関係者に的確で分かりやすい情報を積極的に提供し、意見の交換に努め、関係者の懸念や意見を施策に反映していくことが重要である。こうした取り組みであるリスクコミュニケーションを農薬行政につい

でも推進することが重要となっており、平成15年9月には農林水産本省で残留農薬をテーマにしたリスクコミュニケーションの会合を、行政、消費者、生産者の参加の下で行ったところである。詳細は農林水産省のホームページに掲載している。

## V 食品安全関係行政機関の組織再編及び関連の制度改正等

平成13年9月の牛海綿状脳症（BSE）問題以来、牛肉をはじめとする多くの食品の偽装表示や輸入野菜の残留農薬問題等、食品の安全・安心に関する問題が頻発し、消費者・国民の食品の安全性への不安が高まった。その中で、BSE調査検討委員会の報告書が平成14年4月に出され、この報告書の中で食品安全行政を推進する組織体制の整備等の方向性が示された。

この報告書を踏まえ、「食品安全行政に関する関係閣僚会議」で検討が行われ、同年6月に、食品安全基本法の制定、食品安全委員会の設置、農林水産省及び厚生労働省の既存組織の見直し等の食品安全行政の見直しについて決定された。

第156回国会において、食品安全基本法をはじめ、食品安全関連の法律等の制定・改正についての審議が行われ、平成15年7月1日に、食品安全委員会の新設、農林水産省においては消費・安全局の設置、食糧事務所の廃止・地方農政事務所への再編等が行われた。以下にその概要を述べる。

### （1）食品安全基本法と食品安全委員会

食品安全基本法の基本理念では、食品の安全性の確保のための必要な措置が農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の食品供給の行程の各段階において適切に講じられることとされ

ているほか、国や地方公共団体、食品関連事業者の責務を定めている。また、食品安全基本法に基づき、リスク評価やそれに基づく勧告等を行う組織として、内閣府に食品安全委員会が設置された。食品安全委員会は、委員7名（うち3名は非常勤）からなる組織で、その下に農薬を含む多数の専門委員会が設置されている。また、その業務としては、食品のリスク評価やその結果に基づく勧告をすること、リスクコミュニケーションの企画・実施等が規定されており、リスク評価については、食品衛生法に基づき農薬残留基準を定めるときや農薬取締法に基づき特定農薬を設定・変更するとき等厚生労働大臣や農林水産大臣からの諮問によりリスク評価を行うほか、食品安全委員会自らの判断で行うこととなっている。委員会は、平成15年7月1日の発足以来、原則として毎週1回委員会が開催されている。

### （2）農林水産省の組織再編

食品安全委員会の新設と同時に農林水産省の組織の再編が行われた。食の安全・安心に対する国民の信頼の回復と消費者の視点を重視する行政を推進するため、本省に食品安全行政と消費者行政を総合的に担う「消費・安全局」を作り、農薬をはじめ、飼料、動物用（水産用も含む）医薬品の使用の規制、家畜や植物防疫、リスクコミュニケーションの実施、JAS制度による品質や表示の適正化等の業務を行う。また、食糧庁を廃止し、食糧庁の出先機関であった食糧事務所を食糧業務に加えて食品安全業務を実施する「地方農政事務所」として再編し、本省・地方組織合わせて4,500名の体制で食品安全行政、消費者行政に取り組むこととなった。

(3) 食品衛生法の改正と厚生労働省の組織再編  
農業に関連する法律では、食品衛生法も平成15年の第156回国会で、BSE問題や偽装表示問題などを契機として食品の安全に対する国民の不安や不信の高まりを背景に、食品の安全の確保のための施策の充実を通じ、国民の健康の保護を図るために改正された。

改正は、①国民の健康の保護のためのより積極的な対応、②事業者による自主管理の促進、③農畜水産物の生産段階の規制との連携の3つの視点に基づき実施された。

この中で、特に農業に係る見直しは、農業等の残留規制の強化（ポジティブリスト制の導入）である。

食品衛生法上の現行の規制は、残留基準が定められていない農産物については農薬等が残留していても基本的に流通の規制はないが、ポジティブリスト制の移行後（改正法公布後3年以内に施行予定）は、人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が一定量を告示することとなっており、この量を超えて農薬等が残留する食品の流通が禁止されることとなる。一方、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるもの（特定農薬等を想定）はポジティブリスト制の対象外となる。

このことにより、あらゆる食用農作物に含まれるあらゆる種類の農薬（ポジティブリスト制の対象外となる農薬を除く）に残留基準値が定められることとなり、特に、ある食用農作物について我が国や海外において適用となっていない農薬の残留基準値は、適用となっている農薬の残留基準値に比べ、低いレベルの一律の基準値となるため、農薬の適用外使用や農薬の飛散が原因で、農作物が食品衛生法の違反となる可能性が高くなる。

このため、この食品衛生法の改正により、食用農作物に対する農薬の適正使用の重要性がこれまで以上に高くなってきている。また、先に述べたマイナー作物対策のうちの経過措置を今後2年以内に終了するとしているのは、このポジティブリスト制の施行が今後3年以内に予定されているためである。

この法改正を踏まえ、残留農薬基準の暫定基準案が平成15年10月に公表されているところであり、今後関連の基準が逐次整備されていくこととなる。

なお、厚生労働省も、食品の安全性の確保という観点から所要の体制整備を行い、医薬食品局、健康影響が広範にわたる重大な事故事件への対応や輸入食品対策、リスクコミュニケーションの推進、食品安全委員会との連携・調整などリスク管理を行う厚生労働省としての体制の整備を行った。

## VI おわりに

農薬は、食品の安全という観点で消費者から強い関心が持たれており、今回の二度にわたる改正は、そうした消費者の声に応えたものと言える。安全が確認された登録農薬を決められた使用方法で使うことにより、農薬の残留などの心配がなく、農産物の安全性が確保されるわけで、このことは、国内農産物の信頼を高める上で重要なことである。このことを農薬使用者に十分理解してもらい、適正な使用を行うようお願いしたい。

また、使用基準にもあるとおり、農薬の飛散を防止する措置を行っていただきたい。使用していないはずの農薬が作物に残留していたり、周辺住民とのトラブルのもとになるからである。このためには、散布者が風向きや剤型の選択等

に注意することはもちろん、関係メーカーには農薬の製剤改良や散布機械の改良をお願いしたい。

農林水産省としては、改正農薬取締法に基づく農薬行政を進めていくために、改正の趣旨や内容の周知徹底を図るとともに、農薬の正確な知識の普及、適正使用に向けた指導を一層行っていくこととしている。国産農産物の信頼を回

復し、高めていくために、農薬使用者、地方自治体、関係機関の方々にご理解とご協力をお願いしたい。

登録情報を含めた農薬の最新情報については、農林水産省ホームページ(<http://www.maff.go.jp>)「農薬コーナー」で提供しているので、使用の前には是非ご確認ください。

## 日本農薬学会第21回農薬生物活性研究会シンポジウム

日時 : 平成16年4月23日(金) 10:00~17:00

場所 : 東京農業大学校友会館グリーンアカデミーホール(東京都世田谷区桜丘3-9-31)  
小田急線経堂駅または千歳船橋駅から徒歩15分

プログラム(講演題目及び講師の一部は変更される可能性があります)

1. *Trichoderma* 属菌によるイネ種子伝染性病害の生物防除と企業化  
渡 辺 哲 氏      クミアイ化学工業(株)
2. 新規殺菌剤チアジニルの生物活性の特徴  
山 本 好 伸 氏      日本農薬(株)
3. 植物病原糸状菌の侵入器官分化とシグナル伝達  
久 保 康 之 氏      京都府立大学
- ..... 昼 .....
4. 食虫植物ハエトリソウの化学防御物質プルンバギンとその作用機構  
高 田 晃 氏      慶応義塾大学
5. ジノテフランのカメムシ類に対する吸汁阻害  
桐 谷 幸 生 氏      三井化学(株)
6. SU抵抗性雑草の簡易検定法  
濱 村 謙史朗 氏      (財)日本植物調節剤研究協会
7. ブラシノステロイドの作用機構と受容体  
浅 見 忠 男 氏      (株)理化学研究所

参加費 : 一般 ¥3,000- 学生 ¥1,000- (当日受付, 講演要旨集代金を含む)

連絡先 : 〒243-0034 厚木市船子1737 東京農業大学農学部農学科植物保護学研究室  
シンポジウム事務局 根岸寛光 Tel:046-270-6498, E:negishi@nodai.ac.jp